

一般社団法人 日本臨床神経生理学会 指導医制度に関する規則

2016年10月26日制定

(目的)

第1条 本規則は「一般社団法人 日本臨床神経生理学会（以下「本学会」という）認定制度に関する規則」に従い、指導医制度について定める。

(指導医の名称)

第2条 脳波に関する指導医と、筋電図・神経伝導に関する指導医の2分野に分ける。それぞれ日本臨床神経生理学会指導医（脳波）(Board-certified clinical neurophysiology instructor (EEG section))、日本臨床神経生理学会指導医（筋電図・神経伝導）(Board-certified clinical neurophysiology instructor (EMG/NCS section))と称する。

(指導医の審査、認定方法)

第3条 指導医の認定は、資格取得を希望する専門医からの申請に基づき、資格審査によって行う。

2. 指導医の認定期間は、5年とする。初回の認定期間はこれより短くなる場合がある（第4条参照）。

3. 認定は、理事会が行う。

4. 第1項の資格審査は毎年行う。ただし、やむをえない事情があるときは、理事会の決定により資格審査を行わないことができる。

5. 指導医に認定された者には、指導医認定証を交付する。

(指導医の資格更新)

第4条 指導医の資格は、本人からの申請を元に審査、認定の更新を行うものとする。

2. 初回の更新は認定後最初の専門医更新と同時に行う。その後は、5年毎に専門医および指導医を同時更新する。

3. 資格更新の基準、及び、手続きの詳細については、細則で定めるところによる。

(指導医資格の喪失)

第5条 指導医の資格は、専門医資格を喪失したときに同時に喪失するものとする。

2. 本人からの申し出等により資格喪失とする場合がある。

(改正)

第6条 本規則の改正は、理事会の審議を得たうえで、社員総会の承認を要する。

(補則)

第7条 本規則の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

1. 本規則は、2016年10月26日から施行する。